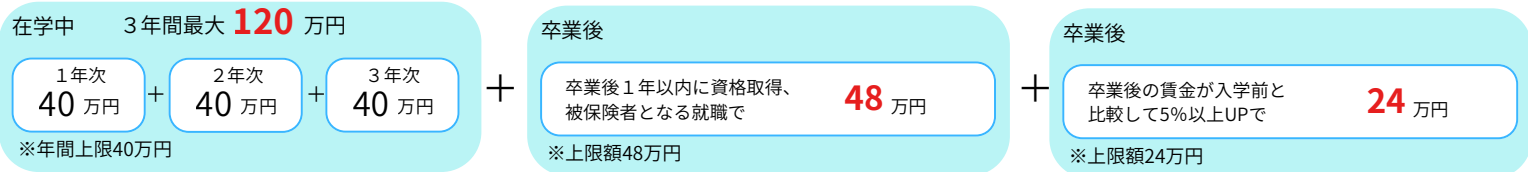


国・自治体の給付等の支援制度

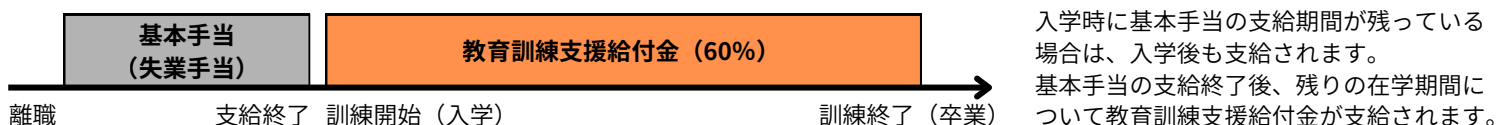
■ 専門実践教育訓練給付金（問い合わせハローワーク旭川）

本校で教育訓練を受け資格取得、就職すると**最大192万円**の給付を受けられる制度。
雇用保険の被保険者期間など一定の適用条件がありますので、詳細はハローワークにご相談ください。



■ 教育訓練支援給付金（問い合わせハローワーク旭川）

さらに、入学時に45歳未満の離職者が一定の条件を満たすと本校在学期間中（最大3年間）
基本手当日額の60%の支給を受けることができます。

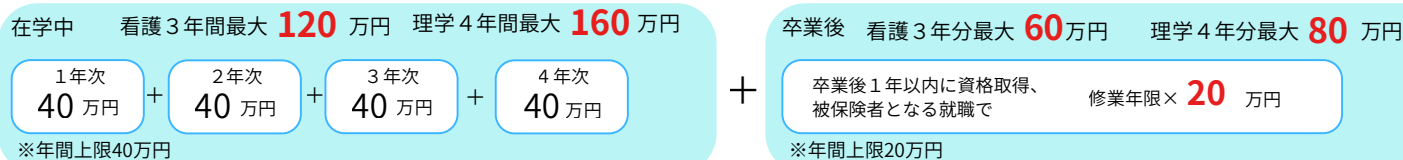


モデルケース 基本手当日額が約5,000円だった場合（目安）
教育訓練支援給付金の日額：約3,000円（基本手当日額の60%相当）
年間給付額：約1,080,000円 卒業までの給付額：約3,240,000円

現在「教育訓練支援給付金」につきまして
令和9年3月までに入学する方が対象となっています。
期限の延長の有無について厚生労働省から発表され次第ご案内いたします。

■ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金（問い合わせ旭川市役所または上川総合振興局）

ひとり親家庭の方が対象で、専門実践教育訓練給付金と同時に給付生となることができます。
こちらの制度はハローワークの専門実践教育訓練給付金より給付率が高く、同時申請をおすすめします。



● 専門実践教育訓練給付金の給付生となった場合

当該給付金との差額があった場合、差額分を就職後に給付を受けることができます。

● 専門実践教育訓練給付金の給付生になれなかった場合

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金として支援を受けることができます。

■ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（問い合わせ旭川市役所または上川総合振興局）

ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けているなどの条件を満たすと、在学期間中の生活支援給付を受けることができます。

● 高等職業訓練促進給付金

市民税非課税世帯 月額100,000円 在学期間の最後の1年間は140,000円
市民税課税世帯 月額70,500円 在学期間の最後の1年間は110,500円

● 修了支援給付金（支給は卒業時の1回のみ）

市民税非課税世帯 50,000円
市民税課税世帯 25,000円

専門実践訓練給付 webサイト



ひとり親家庭支援 webサイト

